

## 技術者育成の試行業務の概要

### 1. 目的

平成26年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」における中長期的な担い手の育成・確保に資するため、若手技術者に配慮した評価項目及び配点とする試行業務を実施する。

### 2. 試行方法

試行業務は、総合評価落札方式（簡易型）の測量業務を対象に、若手主任技術者の育成・確保のための「主任技術者型」と若手作業班長の育成・確保のための「作業班長型」として、それぞれに適した試行として実施する。

試行にあたっては、できるだけ多くの若手技術者に試行業務の主任技術者を務めてもらう観点から、若手技術者が主任技術者を担当できる試行業務は1人あたり1件とする。

### 3. 主任技術者型

配置予定主任技術者が45才以下の若手技術者の場合に、作業班長としての「実績」及び「成績・表彰」を評価するとともに年齢の区分に応じた加点を実施する。

- ・ 45才以下（昭和47年4月2日以降生まれ） 指名段階1点、入札段階1点を加点
- ・ 40才以下（昭和52年4月2日以降生まれ） 指名段階2点、入札段階2点を加点

### 4. 作業班長型

配置予定作業班長の「実績」及び「成績・表彰」の評価は行わず、「資格等（技術者資格、継続教育（CPD）取組姿勢）」の配点を大きくして評価するとともに、40才以下の若手技術者を配置予定作業班長とした場合に年齢の区分に応じた加点を実施する。

- ・ 40才以下（昭和52年4月2日以降生まれ） 指名段階6点、入札段階3点を加点
- ・ 35才以下（昭和57年4月2日以降生まれ） 指名段階12点、入札段階6点を加点